

令和4年度第3回北海道ギャンブル等依存症対策推進会議「対策推進部会」 議事録

日 時 令和4年（2022年）8月9日（火）18:30～20:15 ※Web 会議形式

出席者 北海道精神神経科診療所協会 長谷川理事、北海道立精神保健福祉センター 東端課長、
依存症治療拠点機関（旭山病院） 橋本医師、
北海道産業保健総合支援センター 青木副所長、日本集団精神療学会 田辺理事長、
青十字サマリヤ会 齊藤施設長、札幌方面遊技事業協同組合 佐々木専務理事、
農政部競馬事業室 森山主幹、北海道弁護士会連合会 清水弁護士・西弁護士、
北海道児童青年精神保健学会 黒川医師
事務局 松野主査・井田主事

- 議 題 1 令和4年度第2回北海道ギャンブル等依存症対策推進会議「対策推進部会」における各構成機関からの意見と対応の考え方について
2 第2期北海道ギャンブル等依存症対策推進計画の具体的取組について
3 今後の予定について

議 事

事務局

本日は大変お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

定刻となりましたので、只今から、『令和4年度第3回北海道ギャンブル等依存症対策推進会議「対策推進部会」』を開催いたします。

本日、当課所管の事業で別会議が同時時間帯で開催となってしまいまして、大変申し訳ありません。事務局につきましては、私、北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課の松野と井田の2名となっておりますため、冒頭の司会及び議題の説明について私、松野が担当させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日も前回に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Webでの開催となります。

道庁の会場には、進行をお願いしている、日本集団精神療学会 理事長の田辺先生、構成機関である、農政部競馬事業室にお越しいただいております。また、札幌こころのセンターと、事前送付している出席者名簿では出席となっております教育委員会、カトレア会が都合により欠席となっております。

まず、お手元の資料を確認させていただきます。資料については、次第、出席者名簿、資料1 第2回北海道ギャンブル等依存症対策推進会議「対策推進部会」の意見と考え方について、資料2 令和4年度第2回北海道ギャンブル等依存症対策推進会議「対策推進部会」における各構成機関からの意見について、資料3 第

2期北海道ギャンブル等依存症対策推進計画の具体的取組（案）、資料4 第2期北海道ギャンブル等依存症対策推進計画策定スケジュール（案）、参考資料1 オンラインゲームに関する消費生活相談対応マニュアル、参考資料2 オンラインゲームの「コンプガチャ」と景品表示法の景品規制について、参考資料3 インターネット上の取引と「カード合わせ」に関するQ&A、参考資料4 ランダム型アイテム提供方式を利用したアイテム販売における表示および運営ガイドライン、参考資料5 北海道の消費者教育出前講座、参考資料6 そのスマホの使い方大丈夫！？、参考資料7 公営競技広告・宣伝指針、参考資料8 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例、意見様式となっております。

本日の終了予定時間は、概ね20時30分を目途としたいと考えておりますので、円滑な議事の進行に御協力をお願いします。

それでは、以降の進行は日本集団精神療学会 田辺先生にお願いしたいと思います。田辺先生よろしくお願いいたします。

田辺座長

座長の田辺です。それでは次第に沿って会議を進めて参ります。冒頭でお話があったとおり、今日は本庁の課長と課長補佐が別の会議に出席しております。まず初めに、議題1『令和4年度第2回北海道ギャンブル等依存症対策推進会議「対策推進部会」における各構成機関からの意見と対応の考え方について』です。事務局から説明をお願いします。

事務局

資料1、資料2に基づき説明

- ・令和4年度第2回北海道ギャンブル等依存症対策推進会議「対策推進部会」における各構成機関からの意見と対応の考え方について

田辺座長

はい。事務局から説明がありましたが、今日は前回の意見を取りまとめたものに対する回答に基づいた議論と、今後の方向性について議論するわけですが、まずは前回出された意見に対する事務局の考え方について、御意見・御質問があれば御発言いただきたいと思います。

黒川委員どうぞ。

北海道児童
青年精神保
健学会

保健師さんのマンパワー不足に対して、保健師業務や保健所体制の見直しがかかるという説明があり、初めて知ったのですが、どのような見直しがあるのですか。いつぐらいまでに見直しがされて、例えば、来年には保健師が訪問や依存症対策に力を入れられるよう体制が見直されるだろうとか、あるいは、そうではなく5年後を目途に見直しているだとか、そのあたりに関して、もう少しお話していただけるような情報は事務局にありますか。

事務局

今現在、担当課のほうで各保健所に現状の業務の状況だとかをヒアリングしている最中のような感じです。それらを踏まえて、今度、道庁内で見直しの会議が開催されるというように聞いております。申し訳ないのですが、どの程度の見直しになるのか、詳細はこれからの議論になるのかなと思ひまして、いつ頃というところを今お伝えするのは難しいと思ひます。保健所の今までの業務の見直しはするということになっておりますので、保健所でやっていた業務について、本庁で何か代わりにできることはないかだとか、事務的な業務量を減らすためにどのような工夫ができるかだとか、負担を軽減するという方策の話し合いや、各課に可能な取組みについての照会がかかっているというような状況です。

北海道児童
青年精神保
健学会

はい、わかりました。

もうひとついいですか。私が会議後に出した意見について、この会議は、ギャンブルそのものの規制について論議する場ではないということが事務局の回答でした。言っていることはよくわかります。ただギャンブルは、わが国では刑法で禁止されている行為なのです。ギャンブルをする権利は誰にもないのです。ただギャンブル全部を禁止すると、禁酒時代にアル・カポネがアルコールで儲けたように、闇の団体の資金源になって余計に乱れては困る、税収も欲しい。そういうことで「公営ギャンブル」だけ認められているのであって、「ギャンブルをできる自由」はないし、ギャンブルは禁止されて当然の行為とみなされています。それを基にすれば、ギャンブルを禁止するというような大上段に振りかざさなくても、例外的に許されている公営競技が広がりすぎて、青少年に対して害をなすようだというのであれば、それに関し、「現在は多すぎる」と指摘するのは可能なように思います。

それから、パチンコに関しては、パチンコでの換金は初めから許されていない。パチンコのゲームの後の換金を取り締まられず黙認されています。取り締まることもできることを述べて、パチンコの出店を制限・自主規制させるとか、本気で取り組めば可能だと思います。そのような取り組みが必要なのかは、ギャンブル依存症の有症率が現在 2.2%であるということが、とても深刻な状態なのか、それほどでもないのか、という現状認識にかかっていると思ひます。世界は 1%、日本は 2.2%と倍ですから、とても深刻です。倍である理由は、ギャンブルをする機会の多さであり、日本のパチンコ・パチスロの機器が世界中のギャンブル機器総数の 7 分の 4 を占めていることです。世界のギャンブル機器の 50%以上が日本中にばらまかれていることが、日本の依存症を高率にしている理由です。依存症を減らそうと思うのであれば、すぐに実行できるかどうかは別として、考えなければならない問題です。これが問題の一因であるということ、すぐに施

策にできなくても、市民に何らかの形でわかってもらえれば、市民自体が選挙の際に、自分にとって必要な行政措置をしてくれるところを選ぶことができます。この問題について何にも言わないのは、あたかも、ある疾病が発生し、その病原物質が発見されたときに、病原物質について何も言わずに疾病の治療だけをする事と同じです。黙っているというのは、行政の在り方として正しいのだろうかという疑問がわきます。道としてすべき、というよりも、国の水準での問題かとは思いますが。最後のほうは私の感想ですので、聞き流してください。

田辺座長

ギャンブル自体の問題性ということはどう考えるかというような御意見かと思えますけれども、実際の業務を風俗第4号営業の方からやっておられる遊技事業協同組合の方、御意見ありますか。

札幌方面遊
技事業協同
組合

はい。只今の御意見について、再度確認したいということで私のほうからお話をさせていただきたいと思います。今、黒川先生からパチンコ・パチスロはギャンブルだということで御意見がありましたが、私どもはそうは考えておりません。パチンコ・パチスロにつきましては、今司会の先生から御紹介があったとおり、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条で、まあじやん屋、ばちんこ屋、その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業ということで、遊技と規定されております。今回の依存症対策のこの会議につきましても、国も道も、ギャンブルということではなく、ギャンブル等の「等」ということで参加させていただいているということでございます。これについては、我々パチンコ・パチスロは、公営のギャンブルと違いまして、個別法によって規定されて制限を受けているということではなくて、今申し上げましたとおり、風俗営業という大きな括りの中で規定されているということでございます。その点をひとつ再認識していただきたいということとともに、パチンコ等の出店については件数や台数に関する規定はございませんが、パチンコ屋を営業するにあたっては、人的・場所的・時間的など、法律に基づいてかなりの規制がされております。また、これ以外にも遊技機の基準に関する法律等がありまして、台についても非常に厳しい規制がされているということでございます。一例を申し上げますと、地域的に言えば、住居地域や準住居地域、田園住居地域これらについては、一切パチンコの営業許可は出ませんし、その他条例に委任されております学校・病院等・図書館・児童福祉施設の敷地の周囲100メートルについても原則許可されません。さらには、都市計画法や建築基準法などで容積率・建蔽率等が定められておりますので、その中で建物の大きさ等が規制されて必然的に台の設置数も規制されていくというような形です。時間的な部分につきましては、風俗営業は午前6時から翌日の午前0時まで営業ができるわけですが、パチンコ

営業につきましては、午前9時から午後11時までということで、風俗営業の中でも非常に厳しく営業時間が規制されているというようなことになっております。ですから、色々な厳しい法律の中において規制されている状況で営業しているということでございますので、全く規制がないわけではないと御認識いただければと思います。以上でございます。

田辺座長

御発言ありがとうございました。他に法律の方とか、御意見はありますか。

私の把握しているところでは、パチンコ自体は色々な法的な規制の中で営業が許可されていると。実際は、換金ということは、パチンコ業界の方はしていないということになっているけど、パチンコ業界の外で換金があって、それが非常にギャンブル的な問題を起こしているというのが現実です。パチンコ業界に対しては、それなりの規制や風俗営業の許可だとか判断がなされている。しかし、その外側で相当なギャンブルの問題が出ているのも事実で、だからこそギャンブル「等」依存症という言葉が出てきたということですから、今いただいた御意見に沿って色々考えなければならないのは、とりわけ北海道で強調してきた若年者がパチンコやスロットをたくさんやって、結果的にギャンブル等依存症になるのをどう防ぐか、という対策と一緒に考えることは可能かなと思います。国レベルの調査でも、12ヶ月の有病率が2.2%という結果も出ましたので、やはり我々も、少なくとも一次予防として、今回オンラインの情報も事務局から現状の資料が出ましたけれども、オンラインを活用した若者の新たなギャンブル等依存症の発症予防ということで、何かもっと有効な方策を考える議論につなげたいと思います。

このこと及びそれ以外の項目について、御意見・御質問ありませんか。

私のほうから一つ、今、消費者教育も非常に進められています。参考資料（6）を見ますと、ゲームというところまでは出ていますが、ギャンブル等依存症というような項目についての教育まではなされていないというような資料と思いますけれども、どうでしょうか。

事務局

ゲームの課金などの話題の方が多く含んでいるかなと思って、資料を見ていました。ギャンブル依存症の具体的な話までは十分には含まれていないと思いますので、そういった部分をもう少し充実させていただけるような協力をしていただけると、より良いのではないかなと感じていたところです。

田辺座長

参考資料（6）に、スマホの使い方や個人情報、出会い系サイトだとかアダルトサイトなどのスマホを使った問題について多く載せていて、その中にオンラインゲームについても出てくるのですが、こういうことまでやるとギャンブルです

よというようなギャンブル等依存症対策として喚起する内容はない。そして、18歳・20歳のギャンブルと、日本には賭博罪というものがあって、日本でオンラインでカジノ・ギャンブルをすると罪になるだとか、そういうようなところの踏み込みが少ないように思ったわけですね。消費者教育のレベルでは、まだまだこれからだという印象を得たのですが、この件に関しては、弁護士の西先生が前回の会議で消費者教育とも連携していけば可能性はあると御発言していたと思いますので、何か御意見ありますでしょうか。

北海道弁護士会連合会

西です。前回、消費者教育の関係で色々発言させていただいて、資料等提供いただきました。まず、田辺先生もおっしゃっていましたが、違法性などの話はこの資料では見られませんでした。私としては、スマホは便利な道具だけど、例えば振り込め詐欺の受け子にならないかというような勧誘の掲示板や SNS につながったりだとか、知らず知らずのうちに違法行為の落とし穴があるという中で、そういうことを指摘することはあるのかなと思っています。そこと並列に考えれば、教育の一環としてそこを伝えるのは自然な流れだと思いますし、そう変えるべきだとも思います。あと、オンラインゲームに関して色々言われているというところと、根っこの部分で重なると思っていたのが、オンラインゲームは依存症的というか、アイテムが欲しくて親のクレジットカードを勝手に使うだとか、そこまでのめり込んでしまうケースも散見される事態になっています。ただ、オンラインゲームをやっている子がギャンブルをできる年齢になったときに、ギャンブルにはまる傾向がエビデンスとしてあるのか、私はちょっとわかりませんが、根っこの部分では、依存症という話としては同じことではあるので、オンラインゲームの話からでもいいですが、もう少し踏み込みが必要かなと。18歳になって、自分のお金を使えるようになってというところが、高校生であっても18歳を超えたらそういうことができってしまうという意味では、ギャンブルというもののカテゴリーのひとつとしてオンラインゲームを位置づけるという方策が非常に自然だと思いますし、一番いいんだろーと思います。やはり、依存症に対する理解というものが高校生はそこまでないと思います。オンラインゲームにのめり込んで親のお金を使うのは重症なのかなと思いますが、オンラインゲームを何時間やっているか聞くと、学校から帰って寝るまでやっているという子もちらほらいる現状もあるわけですね。ゲーム依存のような依存症的なものがここにも表れているのかなと思います。そういう部分で、依存症に対する理解という意味合いでは、もう少し教育が必要なのだろうと思います。特に、底辺校と呼ばれるような学校に行かせていただくこともありますけれども、そういうところでは色々あるのかなと思いますので、モデル校とするかは別として、そういったところを重点的にというか、ヒアリング等で追及してやっていくのがいいのかなと個人的には

思っています。

田辺座長

オンラインゲームのゲーム障害、いわゆるオンラインゲームの依存症みたいなことや、インターネット依存のことの注意には少し踏み込んできているようですが、インターネットを使ってギャンブルをしてしまうというようなことについては、資料の消費者教育の中では、まだそこまで入っていないということで、今後の課題かなと思っています。ですから、“既に消費者教育でも取り上げている”というような現状認識ではない方がいいと思います。まだまだ、オンラインを使ってカジノに手を出すような若者が出てくると。今般、自治体から間違えて数千万を振り込まれた若者の顛末が、オンラインカジノをやったらしいけれども会社のほうで払ったというような、結局実態が公開されない形で終わってしまいましたけれども、日本にいて、許可されていないカジノ行為・ギャンブル行為をオンラインですると、それは問題なんだというような要素は、まだ消費者教育の中には出てきていないと思うので、そこは今後の課題というように感じました。既にあるガチャなどについては、表示上は色々な注意書きの法律的な表現や整備は一応できていますが、それが注意しなければいけないということがわかりやすい形で教育されているかどうかは今後のことだと思います。消費者教育については、現状に加えて、もう少しギャンブルの問題を直接扱うような教育も今後必要だというように整理しておきたいと思いますが、よろしいですか。

北海道弁護士会連合会

そうですね。弁護士会の消費者保護委員会でも議論に出っていますが、ギャンブル依存だけではなく、依存症全般、買い物依存などの問題も非常に多くありますので、依存症という括りでまずは消費者保護の観点を問い直すべきときにきているのではないかなと思います。やはり、買い物依存・ゲーム依存・ギャンブル依存等の依存症によってお金を使いすぎて破産するというケースは従来から多くありましたし、この先も増えていくだろうというところもありますので、ギャンブル依存に関しては基本法もできていますので、ここをとっかかりに重点的にやっていかなくتهいけない時期にきていると私は思っています。

田辺座長

わかりました。金銭トラブルの解決は、消費者協会の中では重要な事項だと思いますが、先に金銭トラブルが解決されてしまったことによって再び借金をすることが可能になって、またオンラインゲームやギャンブルがやめられないということで結果的に結局依存症になってしまうということもあるので、金銭トラブルのあたりから消費者教育の中で依存症を意識してもらっていく方向性が今後あるべきとさせていただきたいと思います。

北海道弁護士会連合会	その通りだと思います。私も経験がありますが、債務整理をして、ブラックな状態にならないでそのままで終わってしまい、本人が重大に思っていないとは言えないかもしれませんが、まだ借りられる状態を作ってしまうと、どうしてもやってしまうんですよね。依存症に対する治療などにつながらない限りは、本人としてはずるずるそういう方向にいつてしまうので、依存症の治療と債務整理は表裏一体のものだと思います。両方進めていかないと、なかなか本人にとっては、いい解決にならないと思いますので、ぜひそういう考え方で共通認識を作っていければと思っています。
田辺座長	消費者相談をする人が、自分たちがせっかくアドバイスして借金の整理をして、きっと望ましい家庭に戻っているだろうと思ったら、そうではなくて、しばらく経ったらまた夫が債務を作っていたとか、そういうことが始まる。それはなぜかと言うと、依存症の治療をしていないからだというようなケースも絶対にあるので、消費者相談員に対するギャンブル等依存症の問題の理解を進めることも必要なのではないかと、今回の資料を見て感じたところです。 他に何か御意見などありますでしょうか。それでは次の議題に移りますが、御意見・御質問があれば追加して議論したいと思いますので。それでは、議題２「第２期北海道ギャンブル等依存症対策推進計画の具体的取組について」事務局から説明をお願いします。
事務局	資料３に基づき説明 ・第２期北海道ギャンブル等依存症対策推進計画の具体的取組について
田辺座長	今後の推進計画の取組についてのイメージ図のような形で、今事務局で考えていることが説明されましたけれども、御質問・御意見ありましたらどうぞ。 若年者の括りでは、このような図が出ましたけれども、若年者以外の取組みも具体的な案を出したら取り上げるということですね。
事務局	そうです。
田辺座長	何か御意見・御質問ありませんでしょうか。産業保健総合支援センターの方が御参加いただいておりますけれども、産業保健の研修テーマには、薬物はあまりないかもしれませんが、アルコール依存症などが入ってきていますよね。どうでしょうか。
北海道産業	北海道産業保健総合支援センター 青木です。最近も道庁に伺って、どのよう

保健総合支援センター	なことができるか御相談させていただきながらやっていきたいと思っているところでございます。今、先生がおっしゃったとおり、薬物依存までいくと我々のほうで扱える話ではなくなってしまうので、昨年度はアルコール依存症の関係で医師の先生にセミナーを開催いただいたというようなことはやっております。依存症は幅が広いので、どこまで依存症のセミナーとして組むことができるのかわからない部分もありますが、事務局の松野さんと相談させていただきながら、一般の労働者や事業主にわかりやすい形で依存症をテーマにした研修会ができればと考えています。
田辺座長	職場のアルコール問題は、けっこう職場で認識されるんですよね。例えば、業務中の飲酒・飲酒運転だとか、無断欠勤が多いだとか、以前からアルコール問題については休みが多いということで、産業保健の課題ではありました。まだそれでも十分には取り組まれていませんが、取り組まれているところもあると。そのような中で、まだ一度だけですが、本州のある県の産業保健総合支援センターが開催した産業医の研修会でギャンブルの問題についてオンラインでお話したことがあります。また、10年くらい前に郵便局で職場の問題として話していただけないかということで、ある管轄の郵便局の会社でお話をしたこともあるんですね。それはコンプライアンスと言いますか、業務上絶対やってはいけない横領・着服の問題で、かなりギャンブル等依存症の人がそういう問題を起こしているけれども、職場自体がそれをあまり明らかにせずに、本人の反省と家族のお金の返戻によって、告発・告訴はしないだとか、そういうことが多発した時期に、会社がコンプライアンス研修をしたいということで申入れがあったんですよね。結局、そういう案件は告発・告訴をしないで任意退職という形に収まっているので、そういう相談は弁護士さんのほうで受けているのではないかと思います。決して、産業保健の分野でもギャンブル等依存症の問題は無縁ではないということで、今後、職場の初任者研修だとかでの対策をお考えになっていただければと思います。
北海道産業保健総合支援センター	ありがとうございます。参考にさせていただきます。
田辺座長	他に、事務局からの図と説明について、追加することや具体的なことへの御質問等ありますでしょうか。
北海道弁護	今のお話に関連しますが、私は過労死関連のことを少しかじっているものです

士会連合会	から、過労自死や、多いのは過労うつですけれども。そういう方の事案を聞いていて、労災事件まではいかないけれども、複合的要因と言いますか、パワハラがある・長時間労働がある、その中でギャンブルや買い物に逃げるというような形になっていく方がけっこうな割合でいるので、医学的なことはわかりませんが、仕事上のストレスがある種そういった依存に結びついてく部分もあるのかなと思っていました。
田辺座長	ありがとうございました。 御質問・御意見・御発言ありましたらどうぞ。
北海道児童 青年精神保 健学会	先ほどは大きな話をしてしまいましたけれども、もう少し具体的な話で、計画を策定して最初の３年間はコロナ禍で、したいこと・すべきことがあまりできずに過ぎてしまいました。本来であれば、３年間で目標がどの程度達成できたとか、その方法で効果があったのか、有効性・無効性・その他をPDCAサイクルで厳しく検証して、次の段階に進むということが国の基本計画には出ていました。最初の３年間は残念ながらコロナ禍で全く動きがなかった時期もありますから、それは無理かもしれませんが、次の３年間には、目標の何割を達成できたとか、効果があったのか・なかったのかを検証する技術・技法をどのように入れていくのかなと思いました。色々な関連団体が自分でしたことに関して評価をつけたものが出されましたが、それも大事ですが、そのようなものではなく、行政として予算を使って実施するのだから、効果検証をどのようにしていくかという部分も少し計画策定のときに論じていってはどうでしょうか。
田辺座長	貴重な御意見ありがとうございます。たしかに今回の第１期計画は、実施においてはコロナ禍の問題で、特に事務局からは保健師が全く稼働できなかったという説明もあり、ここでの議論でも、保健師だけでは難しいので、別のマンパワーや、マンパワーを確保する対策費はないのかというような意見も前回出たところです。そのような現状の中で、第１期はあまり実際の取組が進まなかったのではないかと、しかし評価方法が自己判断と言いますか、各参画団体や各自治体が自己評価で出されたもので、全体を把握するにとどまってしまったということですよ。そここのところを何に基づいてチェックするのかという議論が少し不足していたのが今回の作業ではないかと感じています。どうしても自己評価ということになると、ほどほどにやれたというバイアスがかかってしまって、コロナ等できなかった理由が明確なところはできなかったと言い切れるのでしょうか、元からやった風の報告をあげているところの自己評価は、ほどほどにやったくらいのもので出てくる。それでは、なかなか豊かに進めることはできないという印象がある

ので、厳しいかもしれませんが、相互評価をする場や議論が必要なのではないかと思いますので、今後、推進会議でどのような観点から評価するのかももう少し考えていかなければならないということだと思います。

今後の取組案に戻りますが、教育委員会は欠席が多いのですけれども、学生レベルにギャンブル等依存症対策のことを取り扱う時間はまだ十分ではないということではないでしょうか。

事務局

具体的にはこれからなのだと思います。

田辺座長

具体的にはこれからで、今まではまだ取り組めていないということですかね。これは今後の課題だと思います。先ほど、消費者教育も課題があると確認しましたけれども、やはり18歳前後で、成人年齢を引き下げたので早めに準備をしないといけないと、従来の家庭科においてお金の管理のことは随分取り上げているのですが、お金の管理能力が壊れてしまうギャンブル等依存症についての言及・取扱いがまだ少ないという現状があるので、そこも今後、教育委員会でもできることを積極的に提案していく作業が必要かなと思います。そういう意味では、資料3の図の一番下「児童・生徒・学生対象の出張講座にギャンブル等依存症予防を含める」で、何かより積極的に教育機会を利用することが必要かなと思います。

他に何か御質問・御意見ありますでしょうか。

北海道弁護士会連合会

はい。教育の場で、家庭科の授業もあるのですが、新しく社会の問題を探究する教科「総合的な探究の時間」ができて、弁護士だと、公共と言って、有権者の教育といった政治的なものも含めて授業をすることがあります。今のこのギャンブルや消費者の問題は総合的な探究の時間でやっていて、私もそれで呼ばれることが多いので、その教科にフィットするようなことを教材もそうですが、探究の授業として非常に良い題材ですよということを教育委員会や消費者センターで作り上げていけると、高校レベルであれば授業でも非常に取り上げられやすくなるのではないかなと思います。

田辺座長

教育委員会は、この部会のメンバーですよ。

事務局

はい。

田辺座長

教育委員会として出席して、教育委員会として欠席するということですよ。

事務局	はい。
田辺座長	欠席が続いている印象があるのですが。
事務局	いつも出欠確認の際は、出席ということで回答をいただくのですが、その時々 の突発的な業務だとか、コロナの影響ということで、やむを得ず欠席という状況 にはなっています。
田辺座長	部会の構成機関ではなく、教育がテーマのときにだけ来ていただく方が出席率 良くなりませんか。若者の一次予防ということを、第1期計画策定から言い続 けながら、学校教育での取り扱いがずっと進んでいないので、残念だなと思って いつも進行しているのですけれども。 他に御質問・御確認の点ありませんでしょうか。私からひとつだけ。資料3に 「オンラインによるギャンブルのリスク啓発」や「オンラインによるギャンブル 等依存症の症例集作成・配布」とありますが、この「オンラインによる」という のはオンラインによるギャンブルですよ。オンラインによる啓発ではないです よね。
事務局	そうです。オンラインによるギャンブルです。
田辺座長	ただ、啓発の方法としてはどうなのですか。啓発の方法も色々あると思うので すけれども、紙媒体や講演会ですか。
事務局	それらも今後、委員の皆さんからアイディアをいただければ参考にできるかな と思っています。
田辺座長	具体的なことは、今後、このような媒体を使うべきという意見があれば検討し ていくということですね。 他に何かありませんか。
北海道児童 青年精神保 健学会	教育委員会のことについては、令和元年度の計画策定の際に、教育委員会の方 と議論したことで印象に残っていることがあります。北海道でも、色々な資料を 作成したりしてはどうかという話をしたときに、文部科学省からおりてくるもの を使うのでというようなお返事がいつも返ってきました。また、その記載につい てもう少し改善できないかお聞きすると、文部科学省からおりてきているものな ので変えようがないという感じで、支援者支援という言葉がありますが、教育に

関しては教育者教育というものがなくて、教育者にこの問題が生徒にとって深刻であると認識してもらうような教育者に対する啓発が必要のように思いました。精神医学的な問題でも、小・中学校だと校長の集まりである校長会に呼ばれて、発達障害はこのような問題だというお話をたまにしていました。校長会や養護教諭の会など、そういうところにレクチャーしたり、当事者による今までの自分の人生の振り返りやギャンブル依存症の辛さを教育者の集まりで聞いてもらって、教育者自身がこの問題の深刻さをもう少し認識してもらうということが役に立つように思います。

田辺座長

ありがとうございます。

依存症治療拠点機関で、ギャンブル等依存症の研修を何年間か実施していますよね。あれは基本的には、医療関係者のクオリティを高めるために実施しているので、今までの参加対象は医療関係者だけですよ。どうですか、橋本先生。

依存症治療
拠点機関

そうですね。最近も、7月9日に支援者研修を実施しましたが、ひとつには依存症専門医療機関の選定条件を満たすためというところがあって、ワーカーさん・看護師さん・心理師さんといった医療関係者を対象にしております。

田辺座長

わかりました。依存症治療拠点機関だから医療系の方に対して、医者やソーシャルワーカー、弁護士が話してくれてギャンブル等依存症問題の研修を実施しているのですが、このような質のものを医療に限らず、消費者協会の相談員や教育現場への出前講座担当者など、支援者教育という観点で実施できたらいいと思うのですが、事務局どうですか。依存症治療拠点機関だから医療関係者以外への事業というのは難しいんですかね。

事務局

基本的には、医療関係者への研修を実施することというように国で定められていたかなと思いますが、少し検討していきたいと思います。

田辺座長

そうですね。今まで依存症治療拠点機関の旭山病院が実施してくれている医療関係者の研修教育と、現在はコロナ禍でオンラインですが、本庁で実施している一般的な講演会と、この2つの実施で、教育・保健推進・消費者相談・産業保健などで相談対応をしている担当者に対する体系的な研修というのはなかったように思うんですね。そのようなものも今後の取組みとして考えるべきではないかと思います。皆さんの御意見をこのようにまとめてみましたが、その中で黒川先生がおっしゃったような、学校教育で子どもにどう話せばいいのか・本質はどういうことなのかを、自分たちもよくわからないという養護教諭の先生や関心のある

先生だとか、総合的な探求の時間を担当される先生が参加できる研修をやるということを考えるべきだと思います。

他に御意見ありませんでしょうか。それでは、今後の予定が次の議題になっております。事務局から説明をお願いします。

事務局

資料4に基づき説明

- ・今後の予定について

田辺座長

今後の予定についてお話がありました。何か御意見・御質問ありますか。よろしいですか。皆様から御質問・御意見がなければ、本日の協議事項は終了ということになります。それでは、進行を事務局にお返しします。

事務局

田辺先生どうもありがとうございました。御出席いただきました皆様、本日は大変お忙しい中、貴重な御意見をいただき、誠にありがとうございます。

先ほど説明いたしました、今後は、8月31日に第1回推進会議を開催しますので、御協力よろしくお願いいたします。また、後日、日程調整をさせていただきますが10月上旬に第4回対策推進部会の開催を予定しておりますので、お忙しいところ大変恐縮ですが、引き続き御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日発言できなかったことなどがありましたら、本日の資料の最後に意見様式をつけておりますので、期間が短く大変申し訳ありませんが、8月16日までに事務局に提出をお願いします。

以上をもちまして、本日の対策推進部会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。